

第7章 補則

(要綱施行)

第17条 この要綱に定めることのほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会議における合意を経て会長が別に定める。

(要綱改正)

第18条 この要綱の改定は、委員の過半数が出席する会議における過半数の同意による。

- 2 要綱の改定に係る委員の発議は、出席委員の過半数の賛同により採択し、採択した案件については可能な限り速やかに協議する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年10月31日から施行する。
- 2 この要綱は、平成17年10月2日から施行する。

第2節 協議会委員名簿

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会・委員名簿

(五十音順)

		氏名	専門分野または所属	住所・所在地	
専門家	1	前田 修※1	マエダ オサム	湖沼生態学	
	2	平井 幸弘※1	ヒライ ユキヒロ	自然地理学・環境地形学	
	3	川前 政幸 小斎 和宏※2	カフマエ マサユキ コサイ カズヒロ	魚類・茨城県内水面水産試験場長	
	4	須田 直之	スダ ナオユキ	生物教育学	
	5	西藤 洋	ニシヒロ ジュン	植物生態学	
団体	1	荒尾 裕	アラオ ヨシノブ	日本雁を保護する会	東京都文京区
	2	飯島 博	イシマ ヒロシ	特定非営利活動法人 アサザ基金	代表理事 牛久市
	3	飯田 義夫男	イヘダ ノブオ	石岡の自然を守る会	代表 石岡市
	4	今泉 忠男	イマイズミ タダオ	かずみがうら市漁業協同組合	かずみがうら市
	5	岩瀬 栄一	イワセ エイチ	沖宿下石田千拓水利組合	組合長 土浦市
	6	大野 昭一 大野 善朗※2	オノ ショウイチ オノシマ ヨシロウ	上大津東小学校PTA	会長 土浦市
	7	酒井 京司	サカイ キョウジ	JA土浦 田村産根共済部会	土浦市
	8	樋古 登	ヒコカウ トモユキ	土浦第一漁業協同組合	理事組合長 土浦市
	9	戸井 義雄	トイ トシオ	沖宿土地改良区	理事長 土浦市
	10	浜田 忠	ハマダ タダシ	沖宿消防団	団長 土浦市
	11	浜田 文男	ハマダ フミオ	湖岸住民の会	代表幹事 土浦市
	12	浜田 諭吉	ハマダ ユキチ	沖宿町町内会(区)	区長 土浦市
	13	坂東 秀樹	サカエ ヒデキ	特定非営利活動法人 エコタウンぼた	代表理事 磐田市
	14	堀越 昭	ホリコシ アキラ	社団法人霞ヶ浦市民協会	理事長 土浦市
	15	本間 崇元	ホンマ タカユキ	特定非営利活動法人 水質協会(茨城分室)	理事 行方市
	16	横山 鉄夫	ヨコヤマ テツオ	(有)ワールドバスソサエティ(WBS)	会長 奥浦村
	17	菅田 慎也	スダ タカヒ	田村町区	土浦市
公募委員	18	有吉 潔	アリヨシ キヨシ	土浦市	
	19	石川 孝市	イシカワ キョウイチ	水戸市	
	20	伊藤 春樹	イトウ ハルキ	奥浦村	
	21	横田 昌明	ヨコエダ マサアキ	阿見町	
	22	大川 幸一	オオカワ コウイチ	土浦市	
	23	貝塚 勇	カイヅカ イサム	土浦市	
	24	菊地 敏夫	キクチ トシオ	土浦市	
	25	古仁所 洋一	コニシヨウ ヨウイチ	土浦市	
	26	酒井 武一郎	サカイ タケイチロウ	土浦市	
	27	清水 浩	シミス ヒロシ	土浦市	
	28	椎之内 健一	シノノウチ ケンイチ	つくば市	
	29	鈴木 康夫	スズキ ヤスオ	石岡市	
	30	高野 哲夫	タカノ テツオ	土浦市	
	31	高橋 桂一	タカハシ シュウイチ	行方市	
	32	高村 典子	タカムラ ノリコ	つくば市	
	33	滝 雅己	タキ マサミ	土浦市	
	34	鶴野 正孝※3	ツルノ マサヨシ	土浦市	
	35	沼澤 篤	ヌマザワ アツシ	土浦市	
	36	野原 小右二※4	ノハラ コウジ	行方市	
	37	羽成 文雄	ハナリ フミオ	土浦市	
	38	浜田 越子	ハマダ エツコ	土浦市	
	39	浜田 忠良	ハマダ タダヨシ	土浦市	
	40	浜田 剛一	ハマダ ヨウイチ	土浦市	
	41	藤野 佳織	フジノ カオリ	東京都世田谷区	
	42	宮本 暢夫	ミヤモト ノブオ	かずみがうら市	
	43	村本 弘章	ムラモト ヒロアキ	かずみがうら市	
	44	八島 八郎	ヤシマ ハチロウ	土浦市	
	46	安田 麻耶子	ヤスダ マヤコ	湖西市	
	46	山根 幸典	ヤマネ ユキミ	土浦市	
	47	山本 秀春	ヤマモト ヒデハル	かずみがうら市	
	48	吉田 明子	ヨシダ アキコ	土浦市	
	49	吉田 幸二	ヨシダ コウジ	阿見町	
	50	吉田 智行	ヨシダ トモユキ	土浦市	
	51	和田 哲男	ワダ テツオ	阿見町	
地方公共団体	1	茨城県 企画部水・土地計画課長			
	2	茨城県 企画部地域計画課長			
	3	茨城県 生活環境部環境政策課長			
	4	茨城県 生活環境部環境対策課長(霞ヶ浦対策課)※5			
	5	茨城県 霞ヶ浦環境科学センター 副センター長(霞ヶ浦対策課)※5			
	6	茨城県 農林水産部漁政課長			
	7	茨城県 農林水産部霞ヶ浦北浦水産事務所長			
	8	茨城県 農林水産部水産振興課長			
	9	茨城県 農林水産部農地局農村計画課長			
	10	茨城県 農林水産部農地局農村環境課長			
	11	茨城県 土木部河川課長			
	12	土浦市 環境保全課長			
	13	かずみがうら市 環境保全課長※6			
関係行政機関	1	国土交通省 霞ヶ浦河川事務所長			
	2	独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所長※6			

※1：前田委員を会長、平井委員を副会長に選出
 ※2：第5回協議会(平成17年5月21日)より変更
 ※3：第5回協議会(平成17年5月21日)にて辞任
 ※4：第6回協議会(平成17年7月23日)にて辞任
 ※5：平成17年度より、茨城県生活環境部霞ヶ浦対策課を2組織に編成
 ※6：平成17年度より、組織名称変更

第3節 役割分担

(1) 自然再生協議会に参加する者の役割

自然再生協議会に参加する者の主に主体的に取り組むべき役割について、基本的な考え方を以下に示した。

- 専門家：事業区域に関する科学的知見に明るい専門的な立場から、計画立案及び協議、施工、環境管理、環境モニタリング並びに環境学習に参加する。
- 公募委員：団体と個人の立場から、国土交通省、県及び市と連携を図りつつ、計画立案及び協議、施工、環境管理、環境モニタリング、環境学習並びに広報活動等に参加する。
- 行政：
 - ・国土交通省：河川管理者の立場から、計画立案及び協議、施工、環境管理、環境モニタリング、環境学習並びに広報活動に参加し、事業区域内の適正な保全に協力する。
 - ・水資源機構：霞ヶ浦開発施設の管理者の立場から、計画立案及び協議、施工、環境管理並びに環境学習に参加する。
 - ・茨城県：茨城県の広域行政を行っている立場から、計画立案及び協議、環境学習並びに広報活動等に参加し、他の地元の諸計画との調整をする。
 - ・土浦市：事業地域を含む地方公共団体の立場から、計画立案及び協議、環境管理、環境学習並びに広報活動に参加する。
 - ・かすみがうら市：事業地域を含む地方公共団体の立場から、計画立案及び協議、環境管理、環境学習並びに広報活動に参加する。

(2) 役割分担表

前述の役割分担の基本的な考え方を基に、役割分担を下表に示した。

役割分担表

		計画立案 及び協議	施工	環境管理	環境 モニタ リング	環境学習	広報活動
専門家		○	○	○	○	○	
公募委員	団体	○	○	○	○	○	○
	個人	○	○	○	○	○	○
行政	国土交通省	○	○	○	○	○	○
	水資源機構	○	○	○		○	
	茨城県	○				○	○
	土浦市	○		○		○	○
	かすみがうら市	○		○		○	○

第4章 その他自然再生事業の実施に必要な事項

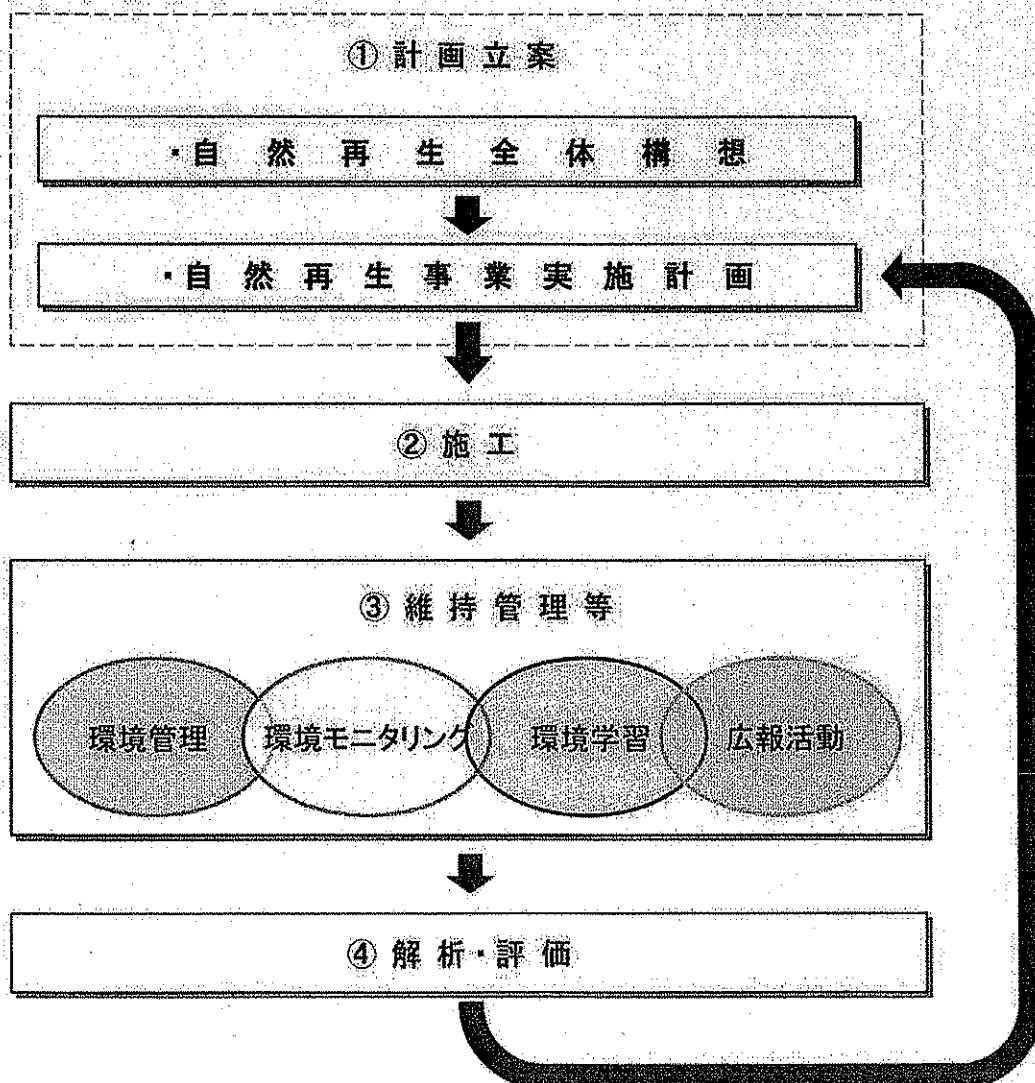
第1節 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区での自然再生事業の進め方

当地区での自然再生事業の進め方を以下のフローに示すとおりである。

まず協議会において、自然再生の対象となる区域、自然再生の目標、協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担を定めた「自然再生全体構想」を作成する。次に自然再生事業を実施する者（実施者）が、自然再生実施計画の案を作成し、協議会において十分に協議した上で「自然再生事業実施計画」を作成する。

その後、自然再生実施計画に基づいて施工、維持管理等（環境管理、環境モニタリング、環境学習、広報活動等）を実施し、その結果を解析・評価して実施計画にフィードバックする順応的な管理を実施するものとする。

また、上記の過程において、協議会委員相互の情報共有化を図るものとする。



田村・沖宿・戸崎地区の自然再生事業の進め方